（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第八条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
レタル者ノ氏名、生年月日及 住所	ントスルトキハ前ニ指定セラ レタル者ノ氏名、生年月日及 住所 二ノ二　指定セラルル者ノ個人 番号
（略）	（略）
（略）	（略）
（略）	（略）

改正後	改正前
附　則	**附　則**
（退職共済年金の裁定の請求）	（退職共済年金の裁定の請求）
第十八条　退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第十八条**　退職共済年金（平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされたものに限る。第八号を除き、以下同じ。）について、裁定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を、厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～七の二　（略）	一～七の二　（略）
七の三　加給年金額の対象者である子があるときは、その者の個人番号	（新設）
八～十二　（略）	八～十二　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
（支給停止解除の申請）	（支給停止解除の申請）
第十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第十九条**　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により退職共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）
六の二　配偶者（次号に規定する配偶者を除く。）又は加給年金額の対象者である子があるときは、その者の個人番号	（新設）
七　（略）	七　（略）
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。	2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあっては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類	二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
三～八　（略）	三～八　（略）
3　（略）	3　（略）
（支給停止解除の申請）	（支給停止解除の申請）
第二十九条　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	**第二十九条**　平成八年改正法附則第十六条第一項の規定により適用するものとされたなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第三項の規定により障害共済年金の支給の停止の解除を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一～六　（略）	一～六　（略）